(株) 徳政組

代表取締役 河 原 宏 様

七尾市長 茶 谷 義 隆

指名停止通知書

この度、下記の行為を行ったことは、誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	令和3年 7月5日から 令和3年11月4日まで	4 箇月
2 指名停止の理由	令和3年5月18日、七尾市ごみ処理施設建設工事現場の地中から、平成25年度七尾市発注の「旧第1衛生処理場解体工事」により発生した残置構造物(躯体、鉄筋等)が多数発見された。同解体工事において、仕様書に定める「地下埋設物、地下ピット及び基礎の撤去」を怠った。このことは、七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱別表第1第4号(契約違反)に該当すると認められるため、指名停止とする。	